

## 障害基礎年金 ～詳論～

### 国民年金法 第30条<sup>1</sup>（支給要件）

1. 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病<sup>2</sup>（以下「傷病<sup>3</sup>」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日<sup>4</sup>」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合<sup>5</sup>においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日<sup>6</sup>」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態<sup>7</sup>にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月<sup>8</sup>までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。
  - 一 被保険者であること。
  - 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。
2. 障害等級は、障害の程度<sup>9,10</sup>に応じて重度のものから一級<sup>11</sup>及び二級<sup>12</sup>とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

### 概論

- 1 支給要件（原則として次のア～ウの要件すべてを満たすこと）（検討順）
  - (ア) 被保険者等要件（次のいずれかに該当すること）
    - ① 初診日において被保険者であること
    - ② 被保険者であつた者であつて、初診日において日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること
  - (イ) 保険料納付要件
    - ① 原則  
初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間がその被保険者期間の3分の2以上であることが必要
    - ② 経過措置（法附(60)第20条）
      - ・初診日において65歳未満の者で、かつ、初診日が平

成 38 年 4 月 1 日前にある傷病による障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの 1 年間のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間（いわゆる「保険料滞納期間」）がなければ、保険料納付要件は満たされる

なお、当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの 1 年間をもって判断する

(ウ) 障害の程度要件

- ① 障害認定日において、障害等級の 1 級又は 2 級に該当する程度の障害状態にあること

注釈

- <sup>1</sup> 原則として障害認定日が新法施行日前（昭和 61 年 3 月 31 日以前）にあるときは、旧国民年金法の障害年金の対象となり、新法施行日以後（昭和 61 年 4 月 1 日以後）にあるときは、新法の障害基礎年金の対象となる。（法附(60)第 23 条、措置令第 29 条）
- <sup>2</sup> 起因する疾病とは、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれない。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）
- <sup>3</sup> 傷病とは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいう。
- <sup>4</sup> 初診日とは、障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診断を受けた日をいう。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）
- <sup>5</sup> 傷病が治った場合とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）
- <sup>6</sup> 障害認定日とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日又は 1 年 6 月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）
- <sup>7</sup> 障害の状態とは、身体又は精神に、国民年金法施行令別表に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいう。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）
- <sup>8</sup> 初診日が平成 3 年 5 月 1 日前にある傷病については、「月の前々月」とあるのは、「月前

における直近の基準月（1月4月、7月及び10月をいう。）の前月」とする。（法附(60)第21条）

9 障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行う。ただし、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合又は傷病名と現症あるいは日常生活状況等との間に医学的知識を超えた不一致の点があり整合性を欠く場合には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行う。また、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集する。

（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）

10 障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国民年金法施行令別表に規定されている。障害の程度の認定は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準の第二の「障害の程度」に定めるところに加え、第三の第一章「障害等級認定基準」に定めるところにより行う。なお、同一人について、二以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、第三の第一章「障害等級認定基準」に定めるところによるほか、第三の第二章「併合等認定基準」に定めるところにより行う。ただし、第一章の第十節から第十八節までの内科的疾患の併存している場合及び第一章各節の認定要領において特に定めている場合は、総合的に認定する。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）

11 一級の障害状態の基本は、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不可能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不可能なら閉める程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）

12 二級の障害状態の基本は、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）